

第 73 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 29 年 11 月 8 日（水） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで

2 開催場所

盛岡市松尾町 3-1 盛岡劇場・河南公民館 2 階 ミニホール

3 出席者

【委員 8 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

齊 藤 貢

佐 藤 久美子

島 田 卓 哉

鈴 木 まほろ

鷹 觜 紅 子

平 井 勇 介

由 井 正 敏

【事務局】

環境保全課総括課長

小野寺 宏 和

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 藤 村 朗

その他関係職員

【事業者】

エコロジー総合研究所株式会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中 8 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

（1）「岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書」について

[会長]

それでは、議事の一番目、「岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

（手続状況等を説明後、事業者（エコロジー総合研究所株式会社）から事業内容等について

説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

県の方から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。

それでは、事業者から 30 分程度、まず事業の説明と、それから委員からの事前質問のうち非公開部分の説明をお願いいたします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

それでは、只今の事業者からの説明につきまして、内容の確認も含めまして、最初に再質問がありましたらお願いします。

[鷹嘴委員]

すみません。

[会長]

はいどうぞ。

[鷹嘴委員]

資料 3 の 15 頁の質問 4 の平泉の世界遺産のことですが、私がお話したかったのは、今現在も新たな遺跡が出て、世界遺産に追加で登録してもらいたいという動きもあるそうです。

配慮書を見させていただいて、景観資源であるとか眺望点が 10 k m 範囲で書いてありますが、私もインターネットで簡単に調べただけでも、例えば、東稲山の北東方向に、金売り吉次の屋敷跡とかですね、そういったものもあると書いてあるわけです。

それだけではなく、東側の部分についても、そういった資源があるみたいですので、以前に世界遺産登録するときに、一番最初かどうかちょっと忘れましたが、確か最初に送電線の鉄塔があるために、世界遺産登録されないというようなことを聞いたことがあります。

もし、世界遺産関連のもので、今後、史跡とか遺跡、遺構とかが出てきたときに、追加登録しようとしたときに、風車が見えるから登録できないということになるのではないか思う訳です。

ですから、もう少し、きめ細やかな調査をしていただきたいと思います。

それから、東稲山ですが、たまたま地図に何分の一の地図だとその名前が入っていたという回答でしたが、どうして東稲山を質問したかといいますと、昔、奈良県の吉野の山の桜に見立てて、東稲山に何千本もの桜を植えて愛でたということがあるみたいです。

そういうことがあって、東稲山ということに記載した訳ですが、回答は、たまたま何万分之一の地図で、その地名が入っていたというのは、ちょっと質問の答えになっていなかったかなと思うのですけども。

[事業者]

よろしいでしょうか。

[会長]

はい。

[事業者]

補足いただきまして、質問の主旨を少し取り違えていたところがありました。おっしゃる点は非常に重要だと思っております、一関市から奥州市にかけて、昔の平泉以前の遺跡が点在しているということは承知してございます。

今回挙げてございます景観資源の情報につきましては、オーサライズされたいくつかの既定の資料に基づいて整理してございますが、やはり地元の人しか知らない箇所とか、専門家の方が良く御存知の場所とか、我々の資料で調べただけでは不明なところも、できるだけ細やかに把握できるように調査を進めて参りたいと思います。

東稲山の件は存じ上げておりませんでした。引き続き調べて参りたいと思います。

[鷹嘴委員]

お願いします。

[会長]

引き続きございませんか。

質問7に関連しまして、その回答2行目に、本事業の実施想定区域の地権者との土地の賃借契約は、現在進めております。とありますけども、岩手銀河(2)の方は、蛇山牧場ですから牧場主が地権者だと思いますけども、岩手銀河(1)の方の地権者は誰ですか。

民間ですか、行政ですか。

[事業者]

地権者は2者ございまして、京津畑上共有林組合。それからもう一つが、鳥海生産森林組合この2筆というふうに理解しております。

[会長]

その生産森林組合が、牧草地を持っているということですか。

[事業者]

そうですね。今回の計画地のエリアです。

[会長]

そこは、元は一関市が持っていたものではないでしょうか。一関市から借りているのですか。

[事業者]

お答えします。元々地権者が今現在持っていて、一関市が今、借りている状況です。

[会長]

一関市は、借りているのを返すということですか。

[事業者]

はい返します。

[会長]

風車の設置を予定している牧草地は、土地利用区分でいうと何ですか。農地ですか、森林ですか。

[事業者]

今は、原野になっております。

[会長]

原野だと農地ではない。

[事業者]

農地ではありません。

[会長]

農地転用とか許可はいらないということですか。

[事業者]

はいそうです。

[会長]

そうですか、わかりました。

それでは、再質問ではなくて、一般的な非公開以外のその他の質問をお願いします。先に質問、意見は後からお願いします。

[鷹嘴委員]

ちょっと、お伺いしたいのですか。

委員の質問ではなく、各市長、町長からの意見ですが、その中で、例えば各文化財課と協議してくださいとか、それから地域住民と十分な説明意見交換してくださいというような項目があるのですが、今現在どの程度進んでいますか。

土地の貸借の交渉までしているということは、地元の方とかには、十分な説明とかを行っていらっしゃるということですか。

[事業者]

実は一部、京津畑上森林組合とは賃貸借契約を締結しております。その締結時の3月22日ですが、住民説明会とかを2回行っております。地権者ですね17名の地権者がおります。

[鷹嘴委員]

役所関係の協議はどの程度されているのですか。文化財課とかそういったところとの協議というのもされているのですか。

[事業者]

はい。しております。

[鷹嘴委員]

そのなかで、何か指摘があったとかございますか。

[事業者]

いまのところ、ございません。

[平井委員]

追加で。

[会長]

はい。どうぞ。

[平井委員]

ちょっと関連して、土地の所有に関わるところでちょっと御質問ですが、180頁に風車の予定地の近隣の民家の図が載っていると思うのですが、京津畑の森林組合、あともう一つの森林組合の所有地の地権者というのは、近隣の住宅にかかるということですか。

[事業者]

はい。

[平井委員]

このマップで見ると、集落がいくつぐらいあるかちょっとわからないのですが。

[事業者]

県道10号にかかっている所は、京津畑といいまして、51世帯です。その内の京津畑上森林組合は17世帯です。

[平井委員]

もう一つというのは、左側になるのですか。

[事業者]

そうです。もう一つの鳥海生産森林組合というのは、沖田地区という所に地権者がいます。それは、法人化されています。

[平井委員]

そうすると、この2km圏内に入っている地権者さんというのは、大体その二つの集落に全部当てはまるのですか。

[事業者]

はい。

[平井委員]

はい。わかりました。

[会長]

どうぞ、島田委員。

[島田委員]

ごく一般的なことなのですが、風況タワーというのが天狗山に建っていると書いてあるのですが、(2)の方と合わせて、今、どのくらいの数建っているのかということを知りたいです。

[事業者]

(1)と(2)に1本ずつと、元々計画しておりました鷹巣山にも2本建ててございます。

[島田委員]

はい、わかりました。

[会長]

それでは、意見も含めてお願いします。

私の方から、7ページですけども、第一種事業の実施想定区域の選定フロー図がございますね。一番下の方には環境配慮として、「自然環境保全上の配慮が特に必要な区域の分布状況を確認」とあるんですけども、専門家に対するヒアリングは、ずっと後の頁【4-22(192)頁】に書いてあります。

ただし、実は、私の所にも皆さん3回くらい来られて、意見を述べたんですけども、私は専門家ではないのですか。

[事業者]

その件につきましては、質問の回答にも記載いたしましたが、16からの質問でございますので、後ほど合わせて御回答ということでいかがでしょうか。

[会長]

悪いけど、私は専門家なのか、専門家ではないのですか。

[事業者]

専門家というふうに認識しております。

[会長]

専門家が、ここは絶対駄目だと言っているのに、それがなぜ書いていないのですか。

[事業者]

地元の有識者からも同じような情報を頂戴致しましたので、その件について書いてございます。

ただ、衝突確率等については、今後データを得てから、その詳細について書きたいと考えてございましたので、今回は割愛させていただきます。申し訳ございません。

[会長]

自分に都合が悪いことは書かないということですね。そういう企業だということがわかりました。

9頁の6行目に「希少猛禽類の主要な行動域を回避する環境保全措置を求める」という知事意見が、鷹巣山について出されていて、鷹巣山は除外するとしたわけですね。

[事業者]

はい。

[会長]

そうしますと、今後調査をして、同様に知事意見が出れば、その候補地は除外するというところでよろしいですか。

[事業者]

調査をした上で、その状況を確認して、回避することが可能かどうかの検討を行いたいと考えております。

[会長]

地球環境保全、温暖化防止の事業というのは、非常に急ぐ訳ですよ。ここは、全部ではないですが、一部の、殆どの有識者や自然保護団体が駄目だと言っている所に、配慮書において回避しないで、そこに候補地を設けるということは、そもそもおかしいと思う。

何をやっているのですか。

[事業者]

まず、住田ウインドファーム事業と重なっており、知事意見を真摯に受け止めることという

ことで、知事意見を踏まえ鷹巣山については棄却をしたということと、それ以外の地域につきましても、イヌワシの生息状況、飛行パターン、行動圏の状況、こういったことをまず確認させて頂きまして、回避が可能ということであれば、そういった措置を模索したいと考えてございます。

[会長]

専門家意見として、私はヒアリングを受けたつもりだけでも、回避のしようがないと言っているわけですね。それを聞かないで、またここに出してくるというのは、そもそもおかしいと最初に言っているわけですよ。

[事業者]

まず、そのデータを我々の方で取得致しまして、そのデータに基づいて、改めて先生のアドバイスを頂戴出来ればと考えている次第でございます。

[会長]

アドバイスはしません。専門家ではなさそうですから。
それでは、他にございますか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、一旦ここで非公開として非公開部分の説明をお願いします。

(事務局が傍聴者を誘導し、室外に退去後、非公開部分の審査を行い、非公開部分の審査終了後、事務局が傍聴者を室内に誘導しました。)

[会長]

それでは、再開します。

(1)の議題全般、岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業におきまして、非公開以外の部分で再質問等ありましたらお願いします。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。

それでは、これまで各委員が述べられた意見を審査会の意見と致します。

事務局においては、これらを踏まえて本件配慮書に関わる知事意見を作成されるようお願い致します。

以上で「岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業計画段階環境配慮書」に関わる審議を終了致します。事業者の方はご苦労様でした。

予定の議題は以上ですが、その他皆様からございますか、それでは、事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

[事務局]

委員の皆様、長時間に渡る審議大変お疲れ様でございました。委員の皆様の御意見を基に知事意見を作成致します。

それから、今後のスケジュール等についてご連絡させていただきます。次回の第74回技術審査会につきましては、大変案件が多くて恐縮でございますけども、11月27日(月)午後1時30分からエスポワールいわて3階特別ホールで開催させていただきます。審査案件につきましては、(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業方法書です。

それから、第75回技術審査会につきましては、12月14日(木)13時30分より盛岡地区合同庁舎8階講堂Cにて開催させていただきます。審査案件につきましては、岩泉有芸風力発電事業の方法書と岩手洋野における風力発電事業の配慮書です。

また、1月には、久慈地区汚泥再生処理センター建設事業の準備書の審査と、2月に第2種事業判定を予定している北上市に進出する工場の現地調査を、2月には(仮称)紫波風力発電事業の配慮書と北上市に進出する工場の第2種事業判定の審査を予定しております。

12月に入りましたら、1月の予定について確認させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

毎月1回は、審査会を開催している状況でございまして、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

[会長]

それでは、他になければ本日の会議は終了致します。

[事務局]

長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、第73回環境影響評価技術審査会を終了いたします。

委員の皆様、お忙しいところ、大変ありがとうございました。